

どっこの暴力団は生きていた

平成25年 7月22日

暴道かわら版

No. 162

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

暴力団等の不当要求断固拒否！

相談電話017-723-8930

不当要求防止責任者講習の受講

現場の統括業務を行う者及び各現場において実際に不当要求に対応する反社会的勢力（以下「反社」という。）対応担当者が不当要求防止責任者に選任され、不当要求防止責任者選任時講習を受講していますか。

※ 平成19年6月19日

「企業が反社による被害を防止するための指針」いわゆる「政府指針」が出され

※ 平成19年7月3日

犯罪対策閣僚会議で各省庁において、同指針の普及方策・活用方針策を検討していくことが報告された。

※ 平成23年7月1日

「青森県暴力団排除条例」

が施行され、暴排機運が高まり現在に至っていますが、反社はありとあらゆる手法を駆使し、資金獲得を目指している。

政府指針では、有事の対応について、反社による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに反社対応部署へ報告・相談し、さらに、速やかに当該部署から担当取締役等に報告するとされている(政府指針2(3)1項)。

これは、組織として統一的な対応をする必要があるからであるが、現実には反社による不当要求などの接触があり、初期対応するのは各現場である。そ

ここで、組織として統一的な対応をするためには、現場ごとに反社からの不当要求等に対処する担当者を選任して、有事の際には、同担当者から反社対応部署に報告し、反社対応部署の指示に基づいた対応をする必要がある。

不当要求の主体となる暴力団等の反社は、不当要求による資金獲得を実現するため、威力を示す等の典型的な方法を用いるほか、言葉巧みに誘い込み企業からの資金を引き出そうとする。現場において実際に不当要求に対応する立場の者（反社対応担当者）は、このように巧妙かつ予想できない手口に対して適切な対処をしなければならないため、必ず不当要求行為防止責任者として選任された上で、不当要求防止責任者選任時講習を受講し、反社や不当要求に関してそれなりの知識・経験を備えておく必要がある。

現場の統括業務に携わる者（支店長、支社長、店長、工場長など）は、不当要求行為がなされた場合に、現場の長として自ら適切な判断をしなければならず、また、本社の反社対応部署に対して報告し、指示を仰ぐなど速やかに連携をとる必要がある、さらには現場の職員に対して適切な指示をし、不当要求があった場合の対応態勢を構築すべき責任を負っているのであるから、不当要求防止責任者選任時講習を受講し、不当要求対応に必要な知識及び技能を習得しておくことが望ましい。

また、不当要求に陥らないためには、暴力団等の反社の活動実態を把握し不当要求の手口を知っておく必要がある。反社は、不当要求を実現するために絶えず新しい手口を考え、実践に移すことから、これらについてできる限り新しい知識を身につけておくことが望ましく、不当要求防止責任者定期講習も期間を空けず定期的に受講することが望ましい。

どっこの暴力団は生きていた

平成25年 8月26日

暴 道 か わ ら 版

No. 163

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

政府指針が目指す「反社会勢力との一切の関係遮断」 とは

平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）が公表された。

政府指針は法律ではない。しかし、だからといって、政府指針が公表されたにもかかわらず、企業は何もしなくてよいのだろうか。

この点、政府指針が公表された後に、これを一読して「当たり前のことか書いてあるだけ」「反社会的勢力からの不当要求に応じるような役職員はいないから、自分の企業は問題ない」といった反応をする担当者があると聞かれることがあるが、政府指針の内容を正確に理解しているのだろうかと心配になる。

将来、役職員が意図するか否かにかかわらず、反社会的勢力との関係を持ったり、これを遮断できなかつたりして、企業や第三者に損害を与えることがあれば、株主や当該第三者の代理人弁護士から、過失の内容を判断する上で、政府指針が基準になるという主張が展開されることは間違いないだろう。これに対して、政府指針は法律でないから無関係であると反論して、これが認められるかということ、それほど安易なものではないはずである。

指針解説においても、「取締役の善管注意義務の判断に際して、民事訴訟等の場において、本指針が参考にされることなどはあり得るものと考えている」と記載されており、また、多くの省庁も、政府指針を受けて、監督対象となる事業者に対して政府指針を周知するスタンスを取っていることからしても、政府指針に準拠した企業の取り組みが不十分であれば、法的リスクは高まるだろう。

また、企業が反社会的勢力との関係を持ったり、これを遮断できなかつた

りすれば、社会が当該企業を見る目も厳しいものになるため、政府指針に準拠した企業の取り組みが不十分であれば、風評リスクも高まるだろう。

したがって、実務上、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括し、かつ、反社会的勢力との関係遮断を実行・支援する部署の担当者としては、政府指針に準拠した取り組みを行っているという説明責任を果たせるだけの態勢整備に向けた取り組みを行うほかにはずである。

そこで、まず、政府指針が何を目的としているのかを、しっかりと理解することが大切です。

政府指針が企業に求めているのは、不当要求の拒絶にとどまらず、「反社会的勢力との一切の関係遮断」である。つまり、政府指針は、全く不当要求を受けていなかったとしても、反社会的勢力との間では経済的合理性のある取引すら行ってはならず、仮に行ってしまったとすれば、当該取引を解消することにより、「反社会的勢力との一切の関係遮断」を実現せよと求めている。しかも、「反社会的勢力との一切の関係遮断」に向けた取り組みを内部統制システムの一環として実現せよと求めている。

※ 反社会的勢力とは

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人と定義されており、具体的には、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

※ 属性要件に関する定義

暴力団関係企業 ～ 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において、積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業

社会運動標ぼうゴロ ～ 社会運動・政治活動をを仮装し、又は標ぼうして不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総会屋等 ～ 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正に利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

特殊知能暴力集団 ～ 上記以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人